

**一般社団法人日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会
会員細則**

第1条（目的）

この細則は、日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会（以下、「本委員会」という。）の定款第47条に基づき、定款第3章および第4章に定める会員の種別、会員の入退会にかかる手続および会費などの詳細を定めることならびに本委員会に入会することに伴い会員に付与される会員特典について定めることを目的とする。

第2条（入会の手続）

1. 会員種別は、正会員、準会員、団体会員、賛助会員または特別会員とする。
2. 入会を希望する者は、別紙1の様式の入会申込書に入会を希望する会員種別、氏名または団体名称、その連絡先等必要事項を明示して、本委員会に提出する。
3. 本委員会が前項に基づき入会の申し込みを受けた場合には、理事長は、入会承認の可否を判断し、入会承認の可否を入会を申し込んだ者に通知する。

第3条（会費）

1. 入会を申し込んだ者は、本委員会より入会の承認を受けた場合には、次条に従って、年会費として、会員種別に応じて次項に定める金額を本委員会へ支払うものとする。
2. 会費は以下のとおりとする。
特別会員 金 10,000,000 円
正会員 金 1,000,000 円
準会員 金 250,000 円
団体会員 無料
賛助会員 無料
3. 前項に定める会費は、会員が事業年度の途中で入会した場合であっても減額されない。

第4条（会費の支払い）

1. 会員は、前条に定める会費を、本委員会の事務局が発行した請求書の発行日の翌日から30日以内に、本委員会が請求書に指定した銀行口座に振り込み送金の方法により支払うものとする。

2. 振込送金手続きに関する手数料は会員が負担する。

第5条（会費の用途および会計帳簿の閲覧）

1. 第3条の会費は、定款に所定の本委員会の事業にのみ使用する。
2. 本委員会は、別途定める経理規則に従い、会計帳簿を作成し、備え置くものとする。
3. 特別会員および正会員は、いつでも前項に定める会計帳簿の閲覧を申し出ることができるものとし、本委員会はかかる申し出を受けた場合には速やかに応じるものとする。

第6条（理事の推薦）

特別会員および正会員は、自らの指名する者を本委員会の理事候補として推薦することができる。

第7条（会員の特典）

1. 本委員会の会員は、各会員種別に応じて、以下に記載する特典を有する。
 - (1) 特別会員（日本国内で営業する法人または団体）
 - ア 本委員会に設置されるワーキンググループへの参加
 - イ 本委員会が主催・共催するシンポジウム等への参加、講演枠の優先的割り当ておよび企画会合への参加
 - ウ 本委員会が主催するセミナー、ラウンドテーブル、懇親会等への参加
 - エ 本委員会が作成するレポート等（全文）の優先提供
 - (2) 正会員（日本国内で営業する法人または団体）
 - ア 本委員会に設置されるワーキンググループへの参加
 - イ 本委員会が主催・共催するシンポジウム等への参加、講演枠の優先的割り当ておよび企画会合への参加
 - ウ 本委員会が主催するセミナー、ラウンドテーブル、懇親会等への参加
 - エ 本委員会が作成するレポート等（全文）の優先提供
 - (3) 準会員（日本国内で営業する法人または団体）
 - ア 本委員会が主催するセミナー、ラウンドテーブル、懇親会等への参加

- イ 本委員会が作成するレポート（全文）の提供
- (4) 団体会員（省庁及び政府関係機関、地方自治体、教育研究機関）
- ア 本委員会に設置されるワーキンググループへの参加
 - イ 本委員会が主催・共催するシンポジウム等への参加、講演枠の優先的割り当ておよび企画会合への参加
 - ウ 本委員会が主催するセミナー、ラウンドテーブル、懇親会等への参加
 - エ 本委員会が作成するレポート等（全文）の優先提供
- (5) 賛助会員（本委員会からの依頼を受けた個人）
- ア 本委員会に設置されるワーキンググループへの参加（数の上限あり）
 - イ 本委員会が主催する懇親会の参加
2. 本委員会にはオブザーバーを設け、以下に記載する特典を有する。
- ア 本委員会事務局の要請に基づいた、本委員会に設置されるワーキンググループの会合への参加
 - イ 本委員会事務局の要請に基づいた、本委員会が主催するセミナー、ラウンドテーブル、懇親会等への参加

第8条（記載事項の変更）

会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに本委員会へ書面にて通知する。

第9条（権利、特典の停止）

各会員は、第4条に定める会費の納付期限を徒過してなお会費の支払いを行わない場合には、会費の支払いが完了するまでの間、本規則に記載の会員特典を受けることはできない。

第10条（会員種別の変更）

1. 各会員は、正会員から準会員または準会員から正会員へと会員種別を変更することを希望する場合には、別紙1の様式の会員種別変更届に変更を希望する会員種別、氏名または団体名称、その連絡先等必要事項を明示して、本委員会に提出する。
2. 前項の届が提出された場合には、当該会員は、翌事業年度から変更後の会員種別へと変更される。

第 11 条 (退会)

1. 会員は、本委員会に対して、別紙 2 の様式に従い退会届を書面により提出することにより、いつでも退会できる。
2. 会員は、前項の規定により退会した場合であっても、当該事業年度に係る未納の会費があるときは、未納の会費を納付するものとし、既に納入した当該事業年度に係る会費は返還されない。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。

制 定 2018 (平成 30) 年 3 月 30 日
2017 (平成 29) 年度第 3 回理事会

改正 (第 7 条第 1 項第 (3) 号部分変更同条第 2 項追加)
2018 (平成 30) 年 11 月 28 日
2018 (平成 30) 年第 2 回理事会

2018 (平成 30) 年 11 月 28 日より施行、適用